

小山工業高等専門学校キャンパス安全衛生管理室規程

制 定 平成 1 6 年 4 月 1 日

最終改正 平成 2 2 年 4 月 1 日

(設置の目的)

第 1 条 小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、学生の安全と衛生に関連する事項の検討と方針を決定し、学生に対する安全の確保と健康管理の適切な指導等を行うことを目的として、小山工業高等専門学校安全衛生管理室(以下「安全衛生管理室」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 安全衛生管理室は次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学生主事補
- 二 学生委員 若干名
- 三 看護師
- 四 その他校長が必要と認めたもの

2 委員は、校長が任命する。

3 第 1 項第 4 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

4 安全衛生管理室に室長を置き、学生主事補をもって充てる。

5 室長は、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(任務)

第 3 条 安全衛生管理室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 学生の安全確保に関すること。
- 二 学生の健康管理に関すること。
- 三 学生への安全及び健康教育に関すること
- 四 その他安全及び健康維持管理に関すること

(事務)

第 4 条 安全衛生管理室に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、安全衛生管理室の運営等に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。